

❶ 民生委員・児童委員活動の7つのはたらき

①住民の様子や福祉ニーズを知る

[例]委員Aさんは、高齢者Bさんの様子を気にして、定期的に自宅訪問、声掛けなどの見守り活動をしています。

②住民の立場に立ち、相談に乗る

[例]委員Aさんは、子育て中のCさんから「子育てについて、不安ごとがある」との相談を受け、親身になって話を聞きました。

③福祉の制度やサービスの情報を提供する

[例]委員Aさんは、子育て中のCさんに、子育てに関する市の制度やサービスについて知っている情報を伝えました。

④住民と行政・関係機関のつなぎ役になる

[例]委員Aさんは、近所のDさんから「市の福祉制度を利用したいが、どうしたら良いか分からず困っている」との話を聞き、市の窓口に連絡して対応をするよう依頼しました。

⑤適切なサービスが利用できるよう調整する

[例]委員Aさんは、介護保険制度ない大掃除や布団の洗濯などのサービスについて、利用できるサービスがないか関係機関に相談し、調整を行いました。

⑥生活支援活動を行い、助け合いの体制をつくっていく

[例]近所のDさんについて、家族が不在の時は近所の人と協力して見守りを行い、地域の助け合いにつなげました。

⑦活動の中で感じた問題点や改善策を、必要に応じて関係機関などに提案する

[例]委員Aさんは、訪問活動を通じて、介護をしている家族に対する支援の必要性を感じたため、問題点を取りまとめて市に伝えました。

❷ 民生委員・児童委員の活動紹介



❶毎月開催される定例会で、関係機関からの連絡や研修の実施、事業の方向性などを検討 ❷赤十字講習受講風景。資質向上のため、さまざまな研修を受講 ❸保育施設や老人ホーム、障害者支援施設などの施設視察 ❹年1回開催される全体研修会で、市内の全委員が集まり、見識と委員間の親睦を深める ❺福祉施設での散策介助ボランティア ❻高齢者世帯を訪問しての見守り活動

地域の身近な相談相手

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員とは
民生委員・児童委員は、地域の中から選ばれ、厚生労働大臣から委嘱を受けて活動しております。介護や子育ての心配ごとや生活上の困りごとなど、福祉に関するさまざまな相談に応じています。また、民生委員は、児童委員も兼ねており、虐待や子育てなど、子どもに関する福祉も担当しています。その中には、子どもに関する支援を専門に担当する「主任児童委員」がいます。

相談したいときには
「相談したいけど、地域の民生委員さんが誰か分からぬい」という場合は、社会福祉課（☎ 230-070）に問い合わせさせてください。
民生委員・児童委員には守秘義務があります。相談内容や個人の秘密が漏れることはありません。安心して相談してください。

「民生委員・児童委員」は、地域の一員として、子どもや高齢者、障がい者などの見守りをしています。また、住民からのさまざまな相談に応じて、関係機関につなぐなど、地域福祉をサポートする大切な役割を担っています。

問い合わせ 社会福祉課 佐藤 ☎ 230070

地域で支え合う

現在、市内では99人の民生委員・児童委員が活躍しています。

❸ 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について

